

J R 東海からの回答議事録（2月23日および3月8日 J R 東海小杉工事事務所）

J R 東海側：縄村係長、菊池係長、黒田担当

住民側： 伊藤、山本、矢沢

1.（残土処分について）

－2月23日－

J R：残土については、引き続き自治体や J C R（建設資材公益利用センター）を窓口として処分先を探していく。

質問：立て坑工事による残土の処分先は見通しが確実なのか？

J R：立て坑工事に着手するまでには処分先を決める。

質問：運搬車両170台というが、何回往復するのか？

J R：170台は残土の予測量から割り出している。

質問：1日のどの時間帯に何台になるのか再度説明して欲しい。

－3月8日－

J R：1日当たりの運搬車両台数は50～60台で、稼働時間は午前9時から午後5時までだ。

2（土壌汚染について）

－2月23日－

J R：平成15年に J S R（日本合成ゴム）が解体工事した時に土壌汚染の調査を行い、川崎市に報告済みで、土壌汚染は無いと聞いている。

質問：J R 自身はその調査報告書を見て安全だと確認しているのか？

J R：出土検査は、搬出時にチェックするので問題ない。

質問：調査報告を確認してもいなくて安全だと言えるのか？ 本来は自ら調査して安全性を確認するのが当然だ。それが無いなら豊洲と同じだ。J S R の報告書を確認しているのか、J R 自身が自主調査する気があるのか、再度回答せよ。

－3月8日－

J R：J S R から土地の引き渡しを受けた時に川崎市環境局に提出した同じ調査書を確認した。J R としてもボーリング等の調査を工事前に行う。

3（地盤沈下について）

－2月23日－

J R：立て坑より北側に、深（100m）浅（30m）2本の観測用井戸を掘り、1年前から計測している。また、南側にも一か所参考用の井戸（30m）を掘って観測する。民家の井戸にも1か所自動計測器を設置して観測する。

質問：それなら水位、水質検査のデータを開示してほしい。

J R：我々が責任をもってやるのでデータの開示はしません。

質問：開示しないのはおかしいではないか。住民に安全・安心を与えるのであれば開示するのが当然だ。

－3月8日－

J R：環境保全計画書に測定結果を記している。地質調査については数本のボーリング調査

をして概念図を作成した。

3. (家屋調査について)

－2月23日－

質問：切土によって土圧が変化するので家屋調査は広範囲にすべきだ。影響がないというなら、その根拠を示してほしい。

J R：ヤードから30mの範囲で家屋調査するというのは都市部の公共工事の経験から。

質問：住民から騒音計や振動計が必要だという声があった場合、J Rは住民に貸与するか。

J R：工事の影響が心配な住民の方から要求があった場合は具体的に検討する。

質問：影響・被害が出た場合には工事を中止し、対策を講じるのは当然だよね。

J R：そのような場合は対応します。

質問：周辺の住民が問題あった時、現場責任者に連絡できる体制になっているか？

J R：現場責任者に連絡されれば我々に届くようになっている。

－3月8日－

J R：工事ヤードの北側境界付近に騒音や振動の観測電子表示板を設置する。家屋調査の範囲は30mの範囲は変えられない。

質問：切土による土圧変化をシュミレーションもしないで、調査範囲を30mに限定するのは問題だ。

5. (交通渋滞について)

－2月23日－

J R：大気汚染のモニタリングは、シールド工事のピーク時に実施し、それまでの間は工事車両の台数をコントロールする。

質問：切土・坑工事の期間にはモニタリングはやらないということか？

J R：工事ヤード内のモニタリングは実施するが、ヤード以外のところは工事車両が少ないのでモニタリングまではしない。

質問：工事ヤードの中だけやれば良いという話ではないだろう。住民の立場に立つなら道路の常時計測は当然だろう。再度回答せよ。

住民が10年も工事の影響は耐えられないとして引っ越すような場合は何らかの補償は考えるか？

J R：後日回答する。

－3月8日－

J R：被害が発生したという住民の苦情については、個々に状況を確認して対応する。

6. (大深度工事について)

－2月23日－

J R：大深度トンネルは地上に影響がないので、補償は考えない。

質問：トンネルの上にある不動産と、それ以外の条件にある不動産では、売買されるときに価格が違ってくるのは市場の原理で、法的に責任が無いというのとは違う。J Rが住民に納得を得ようとするなら考慮すべきだ。

7. (工事協定書について)

—2月23日—

J R : 2日以降に「環境保全計画書」を関係自治体(神奈川県、川崎市、横浜市)や、説明会対象の自治会に渡している。計画書の内容を踏まえたうえで、工事確認書を東百合丘町会と交わした。原案は地元からの要求を入れてJ Rが作成。

質問: 他の町内会とは協定書を交わすのか?

J R : 地元の町会との協定書が他にも共通の内容なので、J Rとしては他とも締結する気はない。町会側が締結したいということであれば検討する。

質問: この協定書については川崎市に連絡はしたのか?

J R : 確認して回答する。

質問: 尻手黒川線から、いなげやの横から右折して工事ヤードの北側道路を迂回する車両が多くなることが予想され、この迂回車を規制するような対策をとらないのか? 工事協定書にはこのことは含まれているのか?

J R : 地元町会と協定した個別問題なので公開は控えたい。

質問: なぜ隠そうとするのか? 市議会でも問題になりますよ。個人ではなく自治会と締結したのなら公開しないとJ Rも自治会の立場がおかしくなりますよ。

J R : 他の自治会から締結したいとの要求があれば考える。

—3月23日—

J R : 地元との個別の協定なので市にも連絡していない。環境保全計画書が前提で、そのうえで地元から要望があれば個別の工事協定については考える。

質問: J Rが一部町会との協定を結んでその内容を住民にも知らせないというのは問題だ。

以上